

海外技工問題訴訟から見えてきた国民歯科医療の課題

弁護士 川上詩朗

1 なぜ訴訟を提起したのか

- 国内での歯科技工の取り扱いと海外歯科技工の取り扱いが不公平である。
- 国民の歯科治療の安全を担保している歯科技工士制度の根幹が崩壊する問題であるという危機感。
- 平成17年通達＝歯科医師の責任 国は放任している（国の責任放棄の姿勢）

2 訴訟の経緯

- 一審及び高裁判決で敗訴 現在上告中（最高裁判所に係属）
- 高裁での和解協議

3 訴訟で明らかになった課題

- 歯科医師と歯科技工との関係…歯科技工士の地位をどう考えるのか。

海外歯科技工行為＝歯科医師の行為論（国の考え方）

（参考条文）

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

- 歯科技工士制度の意義をどのように考えるのか

…国民の健康権（憲法25条1項「健康…な…生活を営む権利」
国民の健康を担保する歯科技工士制度

- 国の責任

「一般に、業務独占の規制に違反する行為が禁止される結果、歯科技工士法上または条理上、所轄行政庁においてその違反の有無について調査し、その結果に基づいて違反行為を止めるように指導することが求められる」（原審判決）

4 日本の歯科技工士制度の法的構造

○日本の歯科技工士制度＝患者の歯科治療の安全を担保する制度

- ①人に対する規制 歯科技工士法 17条等
- ②場所に対する規制 歯科技工士法 21条以下
- ③材料に対する規制 薬事法

→3つの観点からの規制がすべてそろって初めて安全性が確保できる。

○歯科技工の特徴に照らして最も合理的な制度である。

歯科技工の特徴＝オーダーメード 食品とは異なる

歯科技工物＝不特定物ではなく特定物（その物の個性に着目したもの）

5 日本の歯科技工士制度の充実・維持・発展

○材料に対する規制の観点のみ

→安全性の確保も不十分

歯科技工制度の崩壊の危険性は除去できない

○歯科技工士制度の充実・維持・発展の観点の重視

→歯科技工海外委託は原則的には禁止されるべきである。

→平成17年通達の撤回あるいは廃止

6 例外的に許容される場合

○例外的に許容しなければならない必要性があるのか

○人の対する規制

○場所に対する規制

○材料に対する規制

7 まとめ

【資料2】

(国内)

(海外)

